# 平成30年 関東倶楽部対抗東京会場予選競技 組み合わせ及びスタート時間表

(参加者 14倶楽部 · 112名)

期日:5月21日(月)

場所: 桜ヶ丘カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

## Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	7:30	市川 正浩	東京五日市	小林 正剛	府中	宮澤 泰三	東京よみうり	安藤 謙治	八王子
2	7:39	田辺 規充	小金井	大橋 吉一	立川国際	田中 秀髙	GMG八王子	細野 敏彦	武蔵野
3	7:48	谷合 哲夫	東京国際	内藤 正幸	桜ヶ丘	平 智	相武	原田 光則	多摩
4	7:57	清水 正一	青梅	露木 政夫	赤羽	原之薗 博	東京五日市	土屋 雅史	東京よみうり
5	8:06	椙田 一男	GMG八王子	倉田 泰輝	小金井	永井 英輔	東京国際	小山 洋二郎	相武
6	8:15	野中 征夫	赤羽	水上 富登	府中	鈴木 将範	八王子	平山 康則	立川国際
7	8:24	荻島 富雄	武蔵野	和田 忠明	桜ヶ丘	比留間 武治	多摩	田中 康文	青梅
8	8:33	五味 俊彦	八王子	白仁田 和美	東京五日市	棚橋 昭彦	GMG八王子	寺澤 敬雄	桜ヶ丘
9	8:42	山宮 邦夫	府中	居石 春満	赤羽	深井 純	小金井	馬場 康次	武蔵野
10	8:51	井筒 政通	相武	嶋田 憲人	青梅	志村 堅二	東京よみうり	江本 浩	立川国際
11	9:00	指田 博	多摩	村野 浩太郎	東京国際	栗原 憲一	東京五日市	植田 元	小金井
12	9:09	金子 富夫	東京国際	山村 宏二	赤羽	篠塚 力	府中	小塚 和浩	立川国際
13	9:18	水野 正臣	桜ヶ丘	長尾 博文	青梅	松本 順二	東京よみうり	菊田 一夫	GMG八王子
14	9:27	高野 光央	相武	衣笠 洋司	八王子	渡辺 能邦	武蔵野	師玉 勉	多摩

10番よりスタート

## Bクラス

	20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									
組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	
15	7:30	須﨑 友貴	東京五日市	中村 潤	立川国際	今野 修明	相武	牧野 純也	府中	
16	7:39	工藤 秀顕	GMG八王子	元木 努	多摩	小笠原 信	東京よみうり	橋本 貴文	武蔵野	
17	7:48	上原 直史	赤羽	島村 敏	八王子	竹内 規晃	東京国際	榊田 剛	青梅	
18	7:57	丹羽 基広	小金井	鷲野 憲治	桜ヶ丘	髙橋 宏明	東京五日市	北田 肇	GMG八王子	
19	8:06	中嶋 規夫	青梅	田中 泰弘	府中	高橋 克己	武蔵野	森居 達郎	赤羽	
20	8:15	野村 幸晴	東京よみうり	黒田 隆雅	東京国際	佐藤 雅彦	八王子	隅田 城	桜ヶ丘	
21	8:24	森谷 慎二	多摩	勝沢 広行	相武	伊藤 泰介	立川国際	中村 康彦	小金井	
22	8:33	小池 雅司	東京五日市	内田 圭信	武蔵野	西川 幸一郎	府中	有泉 靖	東京国際	
23	8:42	箕輪 進	東京よみうり	林 亨	桜ヶ丘	猿山 隆二	八王子	坂本 竜人	相武	
24	8:51	柳 秀熙	立川国際	金谷 実	多摩	米満 康二	小金井	上田 晃	赤羽	
25	9:00	請川 毅	GMG八王子	竹花 英文	青梅	久富 正太郎	東京五日市	白井 洋之	東京国際	
26	9:09	川原 和哉	府中	石川 浩史	桜ヶ丘	廣瀬 圭一	東京よみうり	佐宗 正幸	相武	
27	9:18	安藤 謙一郎	八王子	岡田 成寛	多摩	西山 昌彦	小金井	金 光珍	赤羽	
28	9:27	太田 卓男	立川国際	村松 吉則	青梅	斉野 恵康	GMG八王子	澤越 博幸	武蔵野	

競技委員長 鈴木淳

## 平成 30 年 関東俱楽部対抗東京会場予選競技

開催日:5月21日(月)

開催コース:桜ヶ丘カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

#### ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(スタンスへの障害は除く)

- 4. 動かせない障害物(規則 24-2)
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かせない障害物と白線でつながれている区域(その動かせない障害物の一部とみなす)
  - (d) 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
  - (e) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーンの前後のものを含む)
- バンカー内の石

付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。

- 6. コースと不可分の部分
  - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
  - (b) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
- 7. 電磁誘導カート用の 2 本のレール

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。 ただしスタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

8. ホールとホールの間の白杭

8番と9番ホール、12番と13番ホールおよび12番と18番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。

9. 防球ネット

防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により 処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

10. 指定ドロップ区域

9 番ホールにおいて、パッティンググリーン左下の舗装道路(上段に限る)に球があったり、近接しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは罰なしに、指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。

11. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。

12. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。また、そのような 状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

### 13. <u>規則 6-6d 例外の修正</u>

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6dに違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

## 競技の条件

### 1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋲を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

## 6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3)プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断:1回の長いサイレン

プレーの中断:連続する3回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開:2回の短いサイレン(繰り返し)

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

#### 7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 注意事項

- 1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 3. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- 4. J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。
- 5. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1倶楽部8コイン(200球)を限度とする。
- 6. アプローチ・バンカー練習場は、自己の球を使用すること(1人3個まで)。

競技委員長 鈴木淳

### 距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards	383	348	174	507	346	383	164	353	498	3156	
Par	4	4	3	5	4	4	3	4	5	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	417	152	412	528	396	509	143	350	378	3285	6441
	4	3	4	5	4	5	3	4	4	36	72